平成２６年（フ）第３９号
川崎市中原区木月４丁目58番21号
債務者　大塚　清美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
岐阜市西改田宮西41番地３　スカイハイツ高橋５―211号室
債務者　食楽酒房ひすいこと　河村　友行
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紀子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９８２号
東京都新宿区下落合４丁目21―16―301
債務者　寺嶋　　宝
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　洋平
4　破産債権の届出期間　平成26年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７号
鳥取県鳥取市気高町新町３丁目60番地
債務者　森田　義男
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
広島県三原市幸崎能地３丁目20番16号　岡田　牧雄方、住民票上の住所広島県三原市宮浦６丁目21番25号
債務者　桑田　玲子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土　圭一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第１２３８号
福岡市中央区警固１丁目15番53号
債務者　柏村　武紀
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬮　　拓剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８号
兵庫県加東市下滝野２丁目66番地　レオパレス昴107号
債務者　中内　生長
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１２号
香川県高松市亀岡町１番31号　丸山ビル４階北東
債務者　木村　光伸
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３号
香川県高松市亀岡町１番31号　丸山ビル４階北東
債務者　木村さゆり（旧姓船川）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１号
秋田県由利本荘市南福田字東鳴瀬83番地
債務者　鈴木　輝美
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第９５号
さいたま市中央区上落合７丁目７番２―2705号
債務者　能木場ヤイ子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
埼玉県久喜市栗橋東４丁目３番45―１号
債務者　栗原　　充
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
金沢市新保本２丁目521番地　メゾン102―100号、従前の住所金沢市神田１丁目５番５号
債務者　吉田　保幸
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川宏一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
山梨県甲府市善光寺３丁目９番７号
債務者　久保田眞人
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２５号
神戸市東灘区甲南町４丁目13番13―505号、従前の住所神戸市東灘区住吉本町１丁目10番56―316号
債務者　古川整体院こと　古川　嘉信
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大削　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部